

ものづくり支援センターしもすわ
ホームページ作成等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、IT活用による情報技術の活用を促進し、受注力の強化、情報収集力の強化による企業競争力の向上を図るため、町内中小企業者に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に該当する中小企業者であり、申請者の所在地が町内の者に限る。
- (2) 始めてホームページを作成した者に限る。
- (3) 町税が課税されかつ納付期限到来額が完納されている者に限る。
- (4) 前1号に準ずる者として、ものづくり支援センターしもすわ理事長(以下「理事長」という。)が認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、申請時に自社のホームページによる情報発信をしていなかった企業で次に掲げるものとする。ただし、国又は長野県等の補助金等を受けている経費を除く。

- (1) ホームページ作成するための外注委託費
ただし、Eメールの受送信ができること。
- (2) プロバイダー契約費で交付対象期間に該当する経費

(補助額)

第4条 補助金は、補助対象経費とする。ただし1事業所につき、前条(1)に対しては3分の2とし、限度額90,000円以内とする。(2)に対しては3分の2とし、限度額10,000円以内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわのホームページ作成等補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、支払いを証する書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわホームページ作成等補助金交付決定通知（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

(交付対象期間)

第7条 毎年1月1日から12月31日の間にホームページ作成等が完了したものとする。

(交付申請期間)

第8条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

様式第1号

ものづくり支援センターしもすわ
ホームページ作成等補助金交付申請書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所
事業所名
代表者名 ⑩
電 話 () -

下記のとおり、ホームページ作成等補助金を交付してください。

記

- 1 補助金申請額 金 _____ 円
- 2 作成費 完成年月日 _____ 平成 年 月 日
- 3 プロバイダー契約年月日 _____ 平成 年 月 日
- 4 ホームページ作成するための外注委託費
(_____ 円)×3分の2、限度額 90,000 円以内
- 5 プロバイダー契約費で交付対象期間に該当する経費
(_____ 円)×3分の2、限度額 10,000 円以内
- 6 添付書類
(1) 外注委託先への支払いを証する書類(見積書、納品書、請求書、振込・領収書)の写
(2) プロバイダー契約書及び交付対象期間の支払いを証する書類(納品書、請求書、振込・領収書等)の写
(3) 町納税証明書(課税されかつ滞納額がないこと)

中小企業者の範囲(中小企業基本法第2条)

業 種	中小企業者(以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金(出資総額)	従業員(常用)
<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業 その他の業種	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 50人以下

